

## 第11期北海道水産業・漁村振興審議会について

### 1 審議会の設置目的及び根拠

北海道の水産業及び漁村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道水産業・漁村振興条例第22条により設置。

### 2 審議会の所掌事項

- (1) 知事の諮問に応じ、水産業及び漁村の振興に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、条例の規定によりその権限に属された事務。
- (3) 水産業及び漁村の振興に関し、必要と認める事項を知事に建議すること。

### 3 審議会の組織等

- (1) 組織 委員15人以内で組織
- (2) 委員の任期 令和5年10月3日から令和7年10月2日までの2年間
- (3) 開催場所等 札幌市内において年2～3回程度開催

### 4 会長及び副会長

審議会に会長及び副会長を置くこととし、委員が互選する。

### 5 審議会の開催要件及び意志決定

審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

また、会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### 6 審議会の部会

審議会は、必要に応じ、部会を置くことができ、部会は審議会から付託された事項について調査審議するものとする。